

**お知らせ**  
忘れていません  
か？自動車税

自動車をお持ちのみならず、自動車税の納税はもうお済みでしょうか？

自動車税は、毎年4月1日現在で、自動車検査証に記載されている自動車の所有者または使用者に納めていただく税金です。

納付期限を過ぎますと延滞金が発生します。できるだけ早く納付しましょう。なお、納税通知書がお手元に届いていない場合は、左記までご連絡ください。

■問合せ先：鹿児島地域振興局自動車税課  
☎099(261)5611

**お知らせ**  
自然災害による税の  
減免制度について

風水害・震災・火災などの災害によって住宅などの財産に損害を受けた

場合は、損害の程度に応じて県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税、産業廃棄物税、個人県民税）の減免や納入期限の延長などの措置を受けることができます。

これらの措置を受けるには、損害金額が事業用資産の価額の2分の1以上であるなど一定の要件がありますので、詳しくは地域振興局へお問い合わせください。

■問合せ先：大隅地域振興局県税課  
☎0994(52)2098

**募集**  
「高齢者を中心とした地域貢献活動団体」を募集します

県では、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、高齢者が中心となって地域に貢献する活動を行っている団体を県地域振興局及び支庁ごとに1

団体を選定し、表彰や、表彰団体の取組事例の紹介などを行っています。各地域で様々な分野で活躍されている団体の皆様のご応募をお待ちしています。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。地域振興局・支庁へお問い合わせください。

■募集期間：6月30日（金）必着  
■問合せ先：大隅地域振興局地域保健福祉課地域支援係  
☎0994(52)2124

**お知らせ**  
マダニに注意しましょう

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、SFTSウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染する病気です。マダニに咬まれてから6日～2週間後に、38度

以上の発熱や、消化器症状（食欲不振、嘔吐、下痢）などの症状がでます。重症化し死亡することもあります。

感染しないためには、マダニに咬まれないようにすることが重要です。森林や草むら、藪など、マダニが多く生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴、帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻くなど、肌の露出を少なくすることが大切です。

もし、吸血中のマダニに気づいたら、無理に引き抜かないで、医療機関で処置してもらってください。

■問合せ先：県庁健康増進課  
☎099(286)2724

**お知らせ**  
鹿児島シルバー110番のご案内

鹿児島シルバー110

番では、高齢者やその家族の方々が抱える心配ごと、悩みごとの解決をお手伝いします。相談は無料です。

■相談内容：法律、生活・福祉、健康・介護、医療、年金、税金、住宅、福祉機器に関して。  
■面接相談：電話予約の上、県社会福祉センター5階（県庁向かい）へお越しください。

■電話相談：フリーダイヤル  
☎0120(165270)  
☎099(250)0110

※メールでの相談や相談種別、相談時間などの詳細は県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。  
■問合せ先：県社会福祉協議会  
☎099(250)7441  
県庁介護福祉課  
☎099(286)2696

<http://www.kaken-shakyo.jp/>